

# 令和7年度

## 保育所等入所申込みのご案内

この冊子は、令和7年度の保育所等への入所申込みについて基本的な事項を説明したものです。内容をよく読んで申込みをしてください。

なお、このご案内では、保育部門についての説明を記載しています。認定こども園幼稚園部門（教育部門）については、施設に直接お尋ねください。

### ～ も く じ ～

I	認可保育所（園）及び認定こども園とは	P. 2
II	保育の必要性の認定	P. 3
III	保育認定の有効期間	P. 3
IV	保育の必要量の認定	P. 4
V	入所の手続き	
	1. 4月1日入所の場合	P. 5
	2. 年度途中入所（5月以降）の場合	P. 6
	3. 「4月1日入所」と「年度途中入所（5月以降）」の共通注意点	
	◎保育の必要性を証明する書類について	P. 7
	◎保育料算定に必要な書類について	P. 7
	◎定員を超える入所希望があった場合の入所決定について	P. 8
	◎待機の状況等の問い合わせについて	P. 8
VI	保育料について	P. 8
	【参考】令和6年度朝倉市の保育料（利用者負担額）	P. 9

（連絡先）

担当課	電話番号	FAX 番号
子ども未来課 保育所係	0946（28）7566（直通）	0946（22）1185
朝倉支所 市民窓口係	0946（52）1523（直通）	—
杷木支所 市民窓口係	0946（62）1950（直通）	—

## I 認可保育所（園）及び認定こども園とは

### ◎認可保育所（園）

保護者の労働などの理由で保育を必要とする乳幼児を通わせて保育を行う「児童福祉施設」です。市内には、公立9施設（うち1施設休所中）、私立6施設の認可保育所（園）があります。

### ◎認定こども園

幼稚園と保育所（園）の機能を併せ持ち、教育と保育を一体的に行う施設です。市内には、私立3施設の認定こども園があります。

### ◎保育施設一覧（令和7年4月）

#### 認可保育所（園）

公立	安川保育所	福田保育所	蜷城保育所
	黄金川保育所	三奈木保育所	松末保育所 ※休所中
	杷木保育所	久喜宮保育所	志和保育所
私立	立石保育園	真愛保育園	生い立つ保育園
	馬田保育園	青梅保育園	ひろにわ保育所

#### 認定こども園

私立	甘木双葉幼稚園	大福幼稚園	どれみ保育園
----	---------	-------	--------

## Ⅱ 保育の必要性の認定

◎認可保育所（園）、認定こども園（保育部門）を利用する場合は、2号認定（満3歳以上）または3号認定（満3歳未満）の認定を受ける必要があります。

◎入所申し込み条件（保育の必要性に係る事由）

（1）原則、生後6か月経過後から小学校就学前までの児童であること

（2）次の①及び②の両方の条件を満たすこと

①入所する児童と保護者が朝倉市に住所を有していること

②児童の保護者が次のいずれかに該当していること

ア 【就 労】 仕事をしている（月64時間以上）場合

居宅外労働：昼間に自宅外で仕事をしている

居宅内労働：昼間に自宅内で児童と離れて、日常の家事以外の仕事をしている

イ 【母親の出産】 妊娠中または出産後間がない場合

ウ 【疾 病 等】 病気、負傷、心身の障がい等がある場合

エ 【介 護 等】 同居又は入院等している親族を常時介護・看護している場合

オ 【求 職 活 動】 求職活動をしている場合

カ 【就 学 等】 学校、職業訓練校等に就学をしている場合

キ 【災 害】 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合

ク 【育 児 休 業】 育児休業取得中の継続保育利用（保護者のどちらかが育児休業中であって、既に保育認定を受けた児童の継続利用が認められる場合）

ケ 前記の条件に類する状態であり、市長が必要と認めた場合

## Ⅲ 保育認定の有効期間

◎保育認定の有効期間は、保育を必要とする事由によって変わります。認定期間内でも、事由に該当しなくなった場合は、認定が取り消されます。

事由	保育認定の有効期間（保育施設の利用可能期間）
ア 就労 ウ 疾病等 エ 介護等 キ 災害	小学校就学まで又は保育が必要とされる期間
イ 母親の出産 ク 育児休業	出産予定日前2か月から産後12か月が経過する日の属する月の末日までの期間
オ 求職活動	認定の有効期間の開始日から90日を経過する日が属する月の末日までの期間（年度内90日間）
カ 就学等	保護者の就学期間が終了する日の属する月の末日までの期間
ケ その他	保育が必要と認める期間

## IV 保育の必要量の認定

◎保育認定では、認定における保育必要量ごとに保育所を利用する時間が異なります。保育必要量は、次の2区分です。

(1) 保育標準時間

保護者のいずれもの月の就労等の時間が120時間以上の場合に認定されます。この認定を受けている場合は、保育所の開所時間から最大11時間の利用が可能です。

(2) 保育短時間

保護者のいずれか(いずれも)の月の就労等の時間が120時間未満の場合及び入所理由が求職活動の場合に認定されます。この認定を受けている場合の利用時間は、保育施設によって異なります。

[市内保育施設の保育短時間の利用時間]

- ① 大福幼稚園・・・・・・・・・・8時から16時まで
- ② 甘木双葉幼稚園・・・・・・・・・・9時から17時まで
- ③ ①・②以外の保育施設・・・8時30分から16時30分まで

(※)次に該当する場合は、申し出により保育標準時間を特例で選択できる場合があります。

- ① 1日の就労時間数が常態として8時間以上ある
- ② 1日の就労時間数は8時間未満だが、勤務等の時間帯(通勤時間等含む)が常態として短時間の利用を超える
- ③ シフト制の勤務で、主としている勤務時間(通勤時間等含む)の最も早い始業時刻と最も遅い終業時刻との差が8時間以上ある

(※)就職、離職、勤務時間数など届出の内容に変更等がある場合は、必ず届出を行ってください。保育必要量や保育料の変更は、届出のあった日の翌月から行います。

◎保育標準時間と保育短時間の延長保育について

保育所開所時間が7時の場合の延長保育利用についてのイメージは、次の表を参考にしてください。

(1) 保育標準時間認定の場合

7:00	18:00	19:00
保育所利用時間(11時間)		延長保育

(2) 保育短時間認定の場合

7:00	8:30	16:30	18:00	19:00
延長保育	保育所利用時間(8時間)		延長保育	延長保育

保育短時間認定の方が7時から19時までの保育を希望する場合、上記表のとおり、7時から8時30分、16時30分から18時、18時から19時の延長保育料が発生します。

## V 入所の手続き

保育所の入所は、「4月1日入所」と、「年度途中入所（5月以降）」で手続きが異なります。

### 1. 4月1日入所の場合

受付期間	令和6年11月1日（金）～令和6年11月30日（土） ※土・日・祝日を除く
受付場所	市役所子ども未来課保育所係又は各支所市民窓口係 （前年度から継続入所する児童は、現在入所している保育所（園））
必要書類	① 教育・保育給付認定申請書（現況届）兼保育所等入所申込書 ② 保育の利用時間に関する申出書 ③ 個人番号（マイナンバー）届出書 ④ 児童の健康状況票 ⑤ 保育所等の入所申し込みに関する重要事項確認書 ⑥ 保育の必要性を証明する書類 ⑦ 保育料算定に必要な書類

#### 【入所までの流れ】

- ① 11月1日～ 教育・保育給付認定申請書（現況届）兼保育所等入所申込書の配布  
※新規入所の場合は、書類の受領時に説明を受けてください。  
※前年度から継続入所する場合は、保育所から配布されます。
- ② 11月30日まで 教育・保育給付認定申請書（現況届）兼保育所等入所申込書の提出  
※前年度から継続入所する場合は、必要書類すべてを保育所へ提出してください。  
※提出期限を過ぎた場合、入所の優先順位が下がりますのでご注意ください。
- ③ 12月中旬ごろ 面接（新規入所者のみ実施）  
※必要書類すべてを提出してください。  
※提出された書類により保育認定を行いますので、必要書類をすべて提出できない場合は、入所不可となる場合があります。
- ④ 1月～2月中旬 入所選考  
第1希望施設から選考しますが、定員を超える申込みがあった場合、第2希望・第3希望で順次選考します。第1希望施設に入所できない場合は、1月下旬頃に保護者へ電話します。  
第1～3希望のいずれの保育所にも入所できない場合は、待機（入所保留）となります。待機は、保育所に空きが出た場合に、再度入所選考を行います。
- ⑤ 2月下旬ごろ 入所決定及び支給認定証の交付
- ⑥ 4月 入所 保育料決定（4月上旬）

## 2. 年度途中入所（5月以降）の場合

受付期間	入所希望日の2か月前の月末まで（例5/15希望→3月末まで）
受付場所	市役所子ども未来課保育所係又は各支所市民窓口係
必要書類	① 教育・保育給付認定申請書（現況届）兼保育所等入所申込書 ② 保育の利用時間に関する申出書 ③ 個人番号（マイナンバー）届出書 ④ 児童の健康状況票 ⑤ 保育所等の入所申し込みに関する重要事項確認書 ⑥ 保育の必要性を証明する書類 ⑦ 保育料算定に必要な書類

### 【入所までの流れ】

#### ① 教育・保育給付認定申請書（現況届）兼保育所等入所申込書の受領

※書類の受領時に説明を受けてください。

#### ② 教育・保育給付認定申請書（現況届）兼保育所等入所申込書の提出

※入所希望日の2か月前の月末まで。

※必要書類すべてを提出してください。

※提出された書類により保育認定を行いますので必要書類をすべて提出できない場合は、入所不可となる場合があります。

※同時に面接を行いますので、児童と一緒に来庁してください。

#### ③ 入所選考

第1希望施設から選考しますが、定員を超える申込みがあった場合、第2希望・第3希望で順次選考します。

第1～3希望のいずれの保育所にも入所できない場合は、待機（入所保留）となります。待機は、保育所に空きが出た場合に、再度入所選考を行います。

#### ④ 入所決定及び支給認定証の交付、保育料決定

#### ⑤ 入所

### 3. 「4月1日入所」と「年度途中入所（5月以降）」の共通注意点

#### ◎保育の必要性を証明する書類（必要書類の⑥）について

以下のいずれかに該当する書類の提出が必要です。保護者全員分の書類がそろわない場合、入所要件を満たしているか確認ができないため、入所（決定）ができません。

保育の必要性の内容	必要書類（65歳以上の者は不要）
	市の様式があるもの※ホームページでダウンロードできます。
会社等に勤務している者 又は内定している者 (パート、育児休業復帰者含む)	就労証明書 ※勤務先の証明
自営業、農業を営む者	就労証明書 及び 確定申告書（令和6年度）の写し
病気療養中で就労できない者	病気療養申立書 及び 診断書
看護・介護をしている者	看護・介護申立書 及び 診断書等 ※看護を要する方の診断書や介護を必要とする方の介護保険証の写し
内職をしている者	入所理由申立書 ※内職委託者の証明
障害があるため保育できない者	入所理由申立書 及び 障害者手帳の写し
妊娠中又は産前産後の者	入所理由申立書 及び 母子手帳又は診断書等 ※出産日（予定日）がわかるものの写し
学校・職業訓練校等に在校中の者	就学証明書 ※就学先の証明
求職中の者	求職活動申立書 ※誓約書

- (1) 父母については、上記の書類のいずれかの提出が必要です。
- (2) 65歳未満の同居の親族（例えば、祖父母、おじ、おば等）について、上記の書類の提出は任意ですが、提出しない場合に入所の優先順位が下がることがあります。
- (3) 入所後、離職など家庭で保育可能な状況になった場合や、提出された証明書のとおりに保育の必要性が確認できない場合は、入所決定を取り消すことがあります。
- (4) 提出された書類で内容確認できない場合や疑義があるときは、追加資料の提出をお願いしたり、勤務先等へ電話や書面による調査等を行う場合があります。

#### ◎保育料算定に必要な書類（必要書類の⑦）について

- (1) 市区町村が発行する市区町村民税に関する証明書

令和6年1月1日時点で朝倉市に住民登録がない場合は、令和6年1月1日に住民登録があった市区町村が発行する「市区町村民税課税（非課税）証明書」の提出が必要です。ただし、個人番号（マイナンバー）届出書の提出により、証明書の提出が不要になることがあります。

- (2) 障害者手帳などの障がいがあることが証明できるもの

児童や保護者、同居している親族に障がい者がいる場合は、保育料が減額される可能性があります。入所申込時に障害者手帳の写しなど、障がいがあることが証明できるものを提出してください。

### ◎定員を超える入所希望があった場合の入所決定について

入所申込が定員を超える場合は、入所選考で保育の必要性の度合いや、両親の勤務日数・時間等で採点を行い、入所の優先順位を決めます。その結果、希望する保育所に入所できない場合や待機（入所保留）になる場合があります。

### ◎待機の状況等の問い合わせについて

待機となった場合、入所申込書の有効期間（令和8年3月31日まで）中は、毎月、入所選考します。

保育所に空きができるなど入所可能な状態になった時点で、他の待機者及び中途申込者と入所選考を行います。事前に順番等が確定できないため、入所の順番（優先順位）や入所予定時期等に関する問い合わせは、受け付けておりません。

## VI 保育料等について

保育所等に入所した場合は、保育に要する費用の一部を保育料として負担します。ただし、3歳未満の非課税世帯の児童及び、3歳になった後の4月1日から就学までの3年間（3歳児クラス～5歳児クラス）の保育料は無償です。

3歳以上の児童については、副食費（おかず・おやつ代）がかかります。金額は施設によって異なります。なお、副食費が免除になる場合は、対象者へ個別に通知します。

### 1. 保育料等の決定

○保育料等は、児童の父母の市民税所得割合算額により決定します。4月から8月までは「令和6年度」、9月から3月までは「令和7年度」の市民税額を基に計算します。

○児童の父母に一定額の収入がない場合には、同居している祖父母等のうち収入の高い方の市町村民税所得割額を合算して保育料等を決定することがあります。

○未申告・課税資料未提出の場合、保育料等の算定基礎となる課税資料の確認ができないため、最高階層で仮算定を行います。課税資料の確認ができたのち、保育料等の変更を行います。

○市民税額に変更が生じた場合は、保育料等を変更する場合があります。

### 2. 保育料の支払い方法

納付書または、口座振替で納付できます。朝倉市では、口座振替を推奨しています。認定こども園の場合は、施設に直接支払います。

◎納付書の場合 納期限：毎月末日（土・日・祝日の場合は、翌営業日）

→毎月、当月分の納付書を中旬頃に発送しますので、納付期限内に納付してください。

◎口座振替の場合 振替日：毎月末日（12月は25日）（土・日・祝日の場合は、翌営業日）

→市役所、各支所、市内の金融機関で手続きができます。通帳、通帳印をご持参ください。



# 令和6年4月からの保育料・副食費について

朝倉市子ども未来課保育所係

## 1 保育料・副食費の決定方法

児童の父母の市民税所得割合算額により決定します。4月から8月までについては「令和5年度」、9月から3月までについては「令和6年度」の市民税額で計算します。なお、児童の父母に一定額の収入がない場合には、同居している祖父母等のうち収入の高い方の市民税所得割額を合算して決定します。

## 2 保育料・副食費

裏面のとおりです。

## 3 多子世帯などへの保育料・副食費の軽減措置

世帯の市民税所得割合算額によって子どもの数え方（第〇子、〇人目）が変わります。

### (1) 世帯の市民税所得割合算額が57,700円未満の世帯

→保育料は、上の子どもが小学生以上の場合も含め第2子半額、第3子以降無料

→副食費は、免除

0歳	1歳	2歳	(年少) 3歳	(年中) 4歳	(年長) 5歳	(小1) 6歳	(小2) 7歳	...	(高3) 17歳	...
第5子 無料	第4子 無料		無償化			第2子	第1子			

※ 上の子どもの収入等により、生計を一にすると認められない場合は、軽減対象外となります。上の子どもが別居の場合は、生計を一にすると客観的に判断できる書類（学生証の写しなど）の提出が必要です。

### (2) 世帯の市民税所得割合算額が57,700円以上の世帯

※ ひとり親世帯等の場合は市民税所得割合算額が77,101円以上の世帯

→保育料は、小学校就学前の子どもにおいて、上から2人目が半額、3人目以降が無料

→副食費は、小学校就学前の子どもにおいて、上から3人目以降が免除

0歳	1歳	2歳	(年少) 3歳	(年中) 4歳	(年長) 5歳	(小1) 6歳	(小2) 7歳	...	(高3) 17歳	...
第5子 【3人目】 無料	第4子 【2人目】 半額		無償化			第2子	第1子			

## 4 ひとり親世帯等に係る特例措置

ひとり親世帯等で世帯の市民税所得割合算額が77,101円未満の世帯は、第2子以降の保育料が無料です。

0歳	1歳	2歳	(年少) 3歳	(年中) 4歳	(年長) 5歳	(小1) 6歳	(小2) 7歳	...	(高3) 17歳	...
第3子 無料	第2子 無料		無償化			第1子				

※ ひとり親世帯等とは、母子家庭、父子家庭及び障がい者のいる世帯をいいます。

参考

令和6年度 朝倉市の保育料・副食費（利用者負担額）

（保育所、認定こども園（保育所としての利用）、特定地域型保育事業）

保育料												副食費						
年齢区分		3歳未満児										3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児				
階層	市民税所得割課税額	【多子世帯軽減】										3歳未満児	57,700円未満 (ひとり親世帯等の場合：77,101円未満)	57,700円以上 (ひとり親世帯等の場合：77,101円以上)				
		1人目				2人目		3人目以降		2人目				3人目以降		※小学生以上の子どもを含めない		
		57,700円未満 (ひとり親世帯等の場合：77,101円未満)		57,700円以上 (ひとり親世帯等の場合：77,101円以上)												1人目	2人目	3人目
		標準	短時間	標準	短時間	標準	短時間	標準	短時間	標準	短時間			標準	短時間			
1	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	/	/	/	/	/	/	免除				
2A	非課税世帯でひとり親世帯等	0	0	0	0	0	0	/	/	/	/	/	/	免除				
2	非課税世帯	0	0	0	0	0	0	/	/	/	/	/	/	免除				
3A	48,600円未満でひとり親世帯等	8,800	8,650	0	0	0	0	/	/	/	/	/	/	免除				
3	48,600円未満	18,400	18,100	9,200 (軽減措置)	9,050 (軽減措置)	0	0	/	/	/	/	/	/	免除				
4A	48,600円以上77,101円未満でひとり親世帯等	9,000	9,000	0	0	0	0	/	/	/	/	/	/	免除				
4	課税世帯 48,600円以上97,000円未満	28,000	27,600	14,000 (軽減措置)	13,800 (軽減措置)	0	0	14,000 (軽減措置)	13,800 (軽減措置)	0	0	/	/	免除	4,500	4,500	免除	
5	97,000円以上132,000円未満	36,000	35,400	/	/	/	/	18,000 (軽減措置)	17,700 (軽減措置)	0	0	/	/	免除	4,500	4,500	免除	
6	132,000円以上169,000円未満	39,200	38,600	/	/	/	/	19,600 (軽減措置)	19,300 (軽減措置)	0	0	/	/	免除	4,500	4,500	免除	
7	169,000円以上301,000円未満	56,600	55,800	/	/	/	/	28,300 (軽減措置)	27,900 (軽減措置)	0	0	/	/	免除	4,500	4,500	免除	
8	301,000円以上397,000円未満	64,800	63,800	/	/	/	/	32,400 (軽減措置)	31,900 (軽減措置)	0	0	/	/	免除	4,500	4,500	免除	
9	397,000円以上	84,200	82,900	/	/	/	/	42,100 (軽減措置)	41,450 (軽減措置)	0	0	/	/	免除	4,500	4,500	免除	

※ひとり親世帯等とは、母子世帯、父子世帯及び障がい者のいる世帯をいいます。

※8月分までの保育料及び副食費は、前年度の市民税課税額、9月以降の保育料及び副食費は当年度の市民税課税額を基に決定します。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度市民税課税額						当年度市民税課税額					

※保育料及び副食費を決定する際の市民税課税額の計算には、住宅借入金等特別控除、住宅耐震改修等特別控除、配当控除、外国税額控除、寄付金控除、寄付金税額控除等の控除できないものがあります。

※保育料及び副食費は、児童の父母の市民税所得割合算額により決定します。ただし、児童の父母に一定額の収入がない場合には、同居している祖父母等のうち収入の高い方の市民税所得割額を合算して決定することもあります。

※副食費の免除基準については、公立保育所、私立保育所、認定こども園（保育所としての利用）及び特定地域型保育事業と同基準としていますが、金額については、施設によって異なりますので各施設にお尋ねください。

（上記表の4,500円は公立保育所における金額です。）

※この保育料及び副食費のほかに、施設によって教材代、行事代等の実費がかかる場合があります。